

重 要

平成27年12月 5 日

会員各位



荒井商事株式会社

アライオートオークション仙台(株)

アライオートオークショングループ

オークション運営の変更並びに規約変更のご案内

拝啓 初冬の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループではアライAA小山建機オークションへ新規商材追加に伴い、従来バン・トラックオークションに取扱のありました一部商材を移行させていただきます。つきましては、運営の変更に合わせて、弊社会員規約を平成28年1月1日より下記の通り変更させていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できるよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

平成 28 年 1 月 1 日

内 容

運営変更並びに規約変更

1. <<運営変更>>

アライAAグループでは、平成28年1月1日より、アライAA小山 バン・トラックオークション・アライAAベイサイド・アライAA仙台で出品されるクレーン車両(トラッククレーン・ラフタークレーン・オルタレンクレーン等)を建設機械として出品区分を変更すると共に、アライAA小山 バン・トラックオークションでの産業機械についても、一部運営内容を変更するものと致します。尚、変更に関する詳細につきましては、下記内容を参照の上、ご確認を頂きます様をお願いを致します。

《参照》



トラッククレーン



ラフタークレーン

《区分変更に伴う各会場での運営について》

◆アライAA小山 バン・トラックオークション

- (1)トラッククレーン・ラフタークレーン・オルタレンクレーン等の出品については、アライAA小山 建機オークションに出品となります。
- (2)産業機械で、建機系機械と区分する下記の機械・物品の出品については、アライAA小山 建機オークションに出品となります。

建機系機械	ランマー・プレート・コンクリートカッター・投光機・発電機・溶接機 コンプレッサー・建機用アタッチメント各種
-------	--

- (3)フォークリフトの出品について、全てアライAA小山 建機オークションに出品となります。
- (4)前項(1)、(2)、(3)項の移行に伴い、手数料等につきましてもアライAA小山 建機オークションに準ずるものとします。
- (5)産業機械で、建機系機械として区分をしていた「洗浄機」については、車両系機械として区分します。

◆アライAA ベイサイド

トラッククレーン・ラフタークレーン・オルタレンクレーン等の出品につきましては、出品不可とさせていただきます。

◆アライAA 仙台

- (1)トラッククレーン・ラフタークレーン・オルタレンクレーン等の出品につきましては、今後、出品区分を建設機械と変更したうえで運営を行います。
- (2)その他、産業機械・建設機械につきましては、現在通りの運営とします。

2. 《規約変更》 第六章 手数料 第25条(手数料) アライAA小山 建機オークション手数料の変更

《現在》

料金区分	出品料	成約料	落札料
ミニミニ	8,000 円	12,000 円	10,000 円
ミニ	12,000 円	18,000 円	15,000 円
小型	15,000 円	25,000 円	20,000 円
中型	20,000 円	30,000 円	25,000 円

大型	30,000 円	50,000 円	30,000 円
超大型	50,000 円	50,000 円	50,000 円
当日出品			
記念AA			
商談手数料	上記同額		上記に 5,000 円プラス
逆商談手数料	上記同額		



《改定後》

料金区分	出品料	成約料	落札料
ミニミニ	8,000 円	12,000 円	10,000 円
ミニ	12,000 円	18,000 円	15,000 円
小型	15,000 円	25,000 円	20,000 円
中型	20,000 円	30,000 円	25,000 円
大型	30,000 円	50,000 円	30,000 円
超大型	50,000 円	50,000 円	50,000 円
超超大型	100,000 円	100,000 円	100,000 円
当日出品			
記念AA			
商談手数料	上記同額		上記に 5,000 円プラス
逆商談手数料	上記同額		

3. 《規約変更》 第六章 手数料 第25条(手数料) 「その他手数料」

アライAA 小山 建機オークション搬出遅延ペナルティの変更

《現在》

	ミニミニ	ミニ	小型	中型	大型	超大型	備考
1 週目	8,000 円	12,000 円	15,000 円	20,000 円	30,000 円	50,000 円	1(遅延週数)×手数料
2 週目	16,000 円	24,000 円	30,000 円	40,000 円	60,000 円	100,000 円	2(遅延週数)×手数料
3 週目	24,000 円	36,000 円	45,000 円	60,000 円	90,000 円	150,000 円	3(遅延週数)×手数料



《改定後》

	ミニミニ	ミニ	小型	中型	大型	超大型	超超大型	備考
1 週目	8,000 円	12,000 円	15,000 円	20,000 円	30,000 円	50,000 円	100,000 円	1(遅延週数)×手数料
2 週目	16,000 円	24,000 円	30,000 円	40,000 円	60,000 円	100,000 円	200,000 円	2(遅延週数)×手数料
3 週目	24,000 円	36,000 円	45,000 円	60,000 円	90,000 円	150,000 円	300,000 円	3(遅延週数)×手数料

4. <規約変更> 第九章 書類 第32条(譲渡書類) 1項(14)号の変更

<現在>

- (14) 建設機械・産業機械を出品し成約とした出品者は、開催日を含む8日以内に、メーカー発行の譲渡証明書もしくは出品者による譲渡証明書(販売証明可)にアライAAが定める出品者による盗品その他、犯罪性のないことを出品前に確認済みとする「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」を添え当該アライAAに提出しなければなりません。



<改定後>

- (14) 建設機械・産業機械を出品し成約した出品者は、開催日を含む8日以内に、譲渡証明書(販売証明可)及びアライAAが定める出品者による盗品その他、犯罪性のないことを出品前に確認済みとする「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」を添え当該アライAAに提出しなければなりません。但し、日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書を提出する場合または陸運支局管轄のナンバープレートを付けた車両(機械)を成約した場合に限り、この「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」の提出は不要と致します。クレーン車両及び陸運支局管轄のナンバープレート付き車両(機械)として成約した際に提出する譲渡書類については、全国の陸運支局で登録が可能なものでなければなりません。

5. <規約変更> 第九章 書類 第34条(名義変更と抹消依頼) 9項、10項の新設

- (9) クレーン車両の上物について、名義変更(検査証書替)等を必要とする場合は、落札者はオークション開催月の翌月末までに手続きをしなければならないものとします。
- (10) 上物書類「有」にて車両を成約した場合で、落札者より廃止の依頼があった場合には、出品者にて廃止するものとします。但し、廃止依頼はオークション終了後 30 分までとし、上物のプレート回収等の費用(3,000 円)については落札者負担とします。

6. <規約変更> 第九章 書類 第35条(名義変更の罰則・その他罰則) 11項の新設

- (11) クレーン車両の上物について、名義変更(検査証書替)が必要なもので、オークション開催月の翌月末を経過しても名義変更(検査証書替)が未完了の場合には、名義変更遅延ペナルティ 10,000 円を科すものとし、以降週ごとに 10,000 円を加算するものとします。但し、上限金額を 100,000 円までとします。

7. <規約変更> 第九章 書類 第37条(自動車税) 2項の変更

<現在>

- 2 軽自動車の自動車税は名義変更保証金(10,000 円)として落札者より預かり、名義変更後の車検証等の写しを提出することにより精算します。



《改定後》

- 2 軽自動車の自動車税は名義変更保証金(15,000円)として落札者より預かり、名義変更後の車検証等の写しを提出することにより精算します。

8. 《規約変更》 第九章 書類 第38条(クレーム細則) 15項 自動車税の変更

《現在》

- 軽自動車及び自動二輪車は、名義変更後に全額落札者へ返金します。但し、年度末までのAAで落札された車両が新年度以降に名義変更された場合は、下記の通りに精算します。

	二輪・4ナンバー	5ナンバー
出品店戻し	4,000円	*7,200円
落札店戻し	6,000円	2,800円

*年税相当額を出品者へ支払うこととします。(地域により金額が異なる事があります。)

《改定後》

- 軽自動車及び自動二輪車は、名義変更後に全額落札者へ返金します。但し、年度末までのAAで落札された車両が新年度以降に名義変更された場合は、下記の通りに精算します。

出品者戻し⇒年税相当額

落札者戻し⇒名義変更保証金(15,000円)より年税相当額を差し引いた残金

9. 《規約変更》 第十一章 検査規程 第十一章の〔I〕 第3条(出品車両規定)13項(2)号の変更

《現在》

- (2) 出品する全ての機械・物品については、製造番号あるいは車体番号が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること(製造時から番号の無いものは除く)。

*製造番号とは、各出品機械・物品の製造番号のこと。

*エンジン等の部品番号は製造番号とはしない。



《改定後》

- (2) 出品する全ての機械・物品については、製造番号あるいは車体番号が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること(建機用アタッチメント、製造時から番号の無いものは除く)。

*陸運支局管轄のナンバープレート付き車両(機械)については、打刻による車体番号の確認ができるものとします。

*製造番号とは、各出品機械・物品の製造番号のこと。

*エンジン等の部品番号は製造番号とはしない。

10. 《規約変更》 第十一章 検査規程 第十一章の〔II〕 第7条(クレーム細則)

トラック専用 細則事項 機構枠、④M/T不良(トクス含む) 備考の変更

《現在》

新車登録より12年未満(オイル漏れはノークレーム、修復車、商談落札車は停止状態で確認可能な場合もノークレーム)
中Ⅰ:10万キロ未満(10万キロ以上20万キロ未満、上限30,000円、20万キロ以上はノークレーム)
中Ⅱ・大型・特大:20万キロ未満(20万キロ以上40万キロ未満、上限60,000円、40万キロ以上はノークレーム)



《改定後》

新車登録より12年未満(オイル漏れはノークレーム、修復車、商談落札車は停止状態で確認可能な場合もノークレーム)
オイル漏れはノークレーム。

シンクロ・カウンターB/G不良の場合、

中Ⅰ:10万キロ未満(10万キロ以上20万キロ未満、上限30,000円、20万キロ以上はノークレーム)

中Ⅱ・大型・特大:20万キロ未満(20万キロ以上40万キロ未満、上限60,000円、40万キロ以上はノークレーム)

11. 《規約変更》 第十一章 検査規程 第十一章の〔Ⅱ〕 第7条(クレーム細則)

トラック専用 細則事項 トラック専用(特殊・特装) 細則事項の変更

《現在》

*危険物運送車両等の特殊車両、3トン吊りのクレーン車等を出品する場合は別途必要書類の有無を明記して下さい(期限切れはなしとみなします)。



《改定後》

*危険物運送車両等の特殊車両、3トン吊り以上のクレーン車等を出品する場合は、別途必要書類の有無の明記を必要とします。有無の明記が無い場合や期限切れでの出品につきましては「書類無し」とみなします。
また、クレーン検査証の有効期限が翌月末以内である場合の出品につきましても「書類無し」とみなします。

《現在》

*特殊燃料(LPG、CNG等)を使用する車両の出品時は、燃料タンクの容器証明書類等の有無の明記を必要とします(使用期限切れは書類無しとみなします)。



《改定後》

*特殊燃料(LPG、CNG等)を使用する車両を出品する場合は、燃料タンク使用に於ける容器証明書類等の有無の明記を必要とします。有無の申告が無い場合や使用期限切れでの出品につきましては「書類無し」とみなします。

以上